

平成 23 年度第 5 回 沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり  
県民会議（障害者県民会議） 議事録

日時：平成 24 年 2 月 10 日（金）14：00～16：30

場所：総合福祉センター1 階ゆいホール

出席者（16 名）高嶺会長、長位委員、照喜名委員、伊佐委員、村上委員、照屋委員、比嘉委員、川勝委員、西原委員、岡野委員、前城委員、新開委員、島村委員、下地委員、新垣委員、田中委員

欠席者（3 名）仲川委員、高良委員、高江洲委員

事務局（喜舎場班長）

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、これより第 5 回「沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、この会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日の会議の進行は、沖縄県障害保健福祉課の喜舎場です。よろしく願います。

まずはじめに、本日の会議は、障害者県民会議設置要綱、障害者県民会議傍聴要領等に基づき、運営してまいります。本日の傍聴定員は概ね 10 人とし、既に傍聴者を入室させております。

それでは、会議に入ります前に、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。

お手元に配布資料一覧がありますが、資料の不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。

なお、本日は仲川委員、高良委員、高江洲委員が欠席、新垣委員、田中委員、島村委員が所用のため途中退席、また、岡野委員が少し遅れるとの報告を受けておりますので、お知らせいたします。

議事に入ります前に、各委員に、ご協力をお願い申し上げます。

本日の会議は、「障害者県民会議の運営について」に基づき、手話通訳、要約筆記等の対応をしております。

複数の方が同時、又は早口でお話されますと、手話通訳・要約筆記等に支障が生じるおそれがありますので、どうぞご配慮の上願います。

なお、事前に会長と調整の上、今回から、議事の運営にあたって、国の「障

がい者制度改革推進会議」で採用されている、イエローカードのルールを導入したいと思います。

これは、会議中、話の内容が分かりにくとか、話が早く分かりにくいといった場合、イエローカードを示して頂くと、分かりにくいとされた話について、改めて分かりやすく説明をするというルールでございます。

円滑な会議が運営できるよう委員の御協力を御願いたします。

また、議事の公開については、

1. 会議において配布された資料は原則として公表する。
2. 会議は原則公開とする。ただし議事について個人情報等の関係から非公開とすべき場合については、会長がその都度、会議の中で確認し、非公開とすることができる。
3. 画像、動画について、委員が撮影されるのを望まない場合は、これらが撮影されないよう報道機関等に配慮を求める事としております。

合わせて各位に置かれましては、発言される場合に挙手をして頂きますとマイクをお持ちします。マイクの御使用をお願いしたいと思います。

また、会長に事前に御了解頂いておりますが、今回は携帯電話を活用した聴覚障害者向け、モバイル型情報保証サービスの実施を行う事としております。

このシステムは今日の会議の内容を要約筆記のように即座にスマートフォンと呼ばれる携帯電話に文字情報として表示し、確認が出来るというものでございます。

聴覚障害のある方に対する新たな情報提供の取組みとして、本日会議にて実証させて頂きたいと思っております。

委員の皆様のご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

なお、本会議では途中休憩を10分間挟み、後半開始前に5分間程度お時間頂きまして、このサービス提供して頂いた、株式会社アイセック・ジャパン様からシステムの説明をして頂く事としております。

この点も重ねてご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

高嶺会長

みなさまこんにちは。

まだ寒い日が続いていますが、今日は議題が3つありますので出来るだけ時間内の4時頃までに終わりたいと思っておりますが、また議論をすると4時半頃まで継続する可能性がありますので宜しくお願いします。

最初の議題、「離島事例ヒアリング」について始めたいと思っております。

先日、宮古地域と八重山地域の離島ヒアリングを実施し7人の委員が参加されていますが、その報告を最初にしたいと思います。

ただ、時間の関係で全員がお話するお時間がありませんので、出来れば各地域二人程度の御報告をお聞きしたいと思います。

それでは宮古地域に行かれた委員の中でご報告お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

宮古地域は新開委員、川勝委員、田中委員、下地委員の4名で行かれていますけどどなたが宜しいでしょうか。

それでは、新開委員をお願いします。

#### 新開委員

私は宮古と八重山の2ヶ所行かせて頂きました。

宮古地域について、簡単にお話させていただきます。

宮古で参加して頂いた方達は当事者の方が多かったです。

簡単に全体的な雰囲気で申し上げますと、非常に穏やかというか、私は、本島でも4か所事例ヒアリングさせて頂きましたが、非常にゆったりとした雰囲気はありました。

私の方から今までとは雰囲気が違うなと思ひまして、この島でどういったところが良いですかと伺いましたら、島の中での助け合いが非常に人と人との関係が濃いと、その中でいろんな不便はあるが解決出来ている所が多い。人と人との関係が濃いという事は良い所もあれば悪い所もあるのですが、非常に良い方が多いのかなと感じました。

お互い助け合っていれば、色んな不便も乗り越えて行けるし、物があればいいという訳でもなく、その中で幸せに暮らしていける様な雰囲気が一つ、ただ逆に離島という事で色々な不便があります。

交通の不便、それから当日、関係者いませんでしたが、重度身体障害者の方、施設が無くて実際に症状が重くなってくると全介護の様な状況になっていくと、島には暮らせないという様な状況になりかねないというのが大きな問題だと思ひます。

それからサービス面、手話通訳の方がいない等、そういったサービス、インフラ施設という事については幾つか意見が出ていました。

以上です。

#### 高嶺会長

ありがとうございました。

それでは、もう一方をお願いします。

## 川勝委員

宮古でヒアリングして感じた事は、離島だから実際にバリアフリーの問題や住まい、移動手段の問題は実際にあるんだろうなと、分かりやすい問題もあるんだろうなと思ったのですが、新開さんが言われた様に自分が思った様な話は全然無かったと自分は思いました。

離島ヒアリング行く前に、離島だから不便じゃないかと思い行ったのですが、最後にお話しされていた方が言われたのですが、「離島だから不便だろうと思う事自体が差別、離島だから不便だと思わないで欲しい、離島には離島で良い所があって、人との繋がりで助け合いや、良い所に目を向けて、それでその上でここはこういう風になって行ったら良いなと、問題に目を向けていくという事が良い」と言われていて、地域特性の良さに目を向けながら実際にこういう風にしていく事が良い、良さに目を向けていく事が大事で、その上で具体的な問題に目を向けて解決を図っていくとか理解していく事が必要ではないかと思いました。

## 高嶺会長

ありがとうございました。

宮古の方は我々が不便な地域だと思いがちですが、そうでは無く、人間関係も濃く様々な意見がありました。

インフラ、サービスにはまだ問題があるなと思いました。

それでは次に、八重山に行かれた委員、長位委員、新開委員、照喜名委員、伊佐委員、田中委員いますが、長位委員お願いします。

## 長位委員

6ページ、まずヒアリング10名の内、障害を持つ当事者が5人でした。

そのうち、知的障害の当事者と精神障害の当事者や、2人のお母さんも参加していました。

その中で聞き取った内容としては、宮古と同じ様に人と人との関係が深く、良い部分もあれば、6ページの中でも出ていますが、子供の教育の場でスクールカウンセラーに話しをするだけで良かったのにその話が地域に漏れてしまうという事が出ていると、「相談をここでは話せない、話したくないです」という言葉がありました。

精神障害の当事者の話では、やはり精神障害者の行き場の部分で、精神障害者が集まると何かしているのではないかと不審に思われたりするので、精神障害者が休める場所、どこでも集える場所が欲しい、必要だと。その方は自傷がある方で、今はそこから少しずつ団体に関わる様になって治しているという事

でしたが、最悪の自分の心理状態の時に聞いてくれる人が欲しい、支援者が欲しいという事でした。

もう1つ3番、障害者団体は沢山それぞれ個々に個人の家でしたりしているのですが、全体的に個々の障害種別に分かれてしまって団体間の関係をまだまだとっていないのではという事でしたので、今後そういった団体間の関係をどうするかというのも話あっていくというのが良いと思いました。

以上です。

高嶺会長

ありがとうございました。

続いて田中委員お願いします。

田中委員

私も宮古、八重山両方訪問させて頂きました。

今何名かの委員が報告された通りです。

離島という条件で聞くと離島が特別な地域だという見方をされる。

誤解がない様にお伝えしてきました。

こういう風な形で皆さんのご意見を伺いたいんだと。

確かに長位委員がおっしゃった様に八重山の方は親の会の組織という、出席された10名の中にご本人が2人で他はほとんど団体代表の方々です。

その団体代表の方達が実際にご本人の意見を伝えたという形になっていましたが、それがどこまで聞き取れたかという事がまず一つ、それぞれ障害特性による活動自体が大きく違っていて、一緒に何かをやろうというアクションを起こす様な場所が無い。

そういった機会も少ない。

スポーツ大会を通して出来るだけそういった連携を持ちたいという事を八重山の方おっしゃっていました。

両方の離島、宮古、八重山を回らせて頂いて感じたのは、先程もあつた様に近い所に住んでいる方が多い。

あるいは島の中で住居自体がある場所が固まっているというそういった関係で皆様方の関係が近くて、良い事も早く流れるが、悪い噂もすぐ流れる。

だから何かをするのがとても辛いという事で、優しさ、思いやりの反面、人と人との距離が近い故に厳しい言葉も言うんです。

「お前は駄目だ」、「辞めてしまえ」、「給料なんか払えるか」と言われた方がいらっしゃる。

中々そこまでストレートには言えないが、やはり子どもの時から知っている

のでそういった厳しい言葉がでる。

そういった事が習慣化してしまっていて、結局本人も家族の方も障害を意識して外にだすまい、あるいは知られたくないという事をおっしゃっていました。

ある方は障害があるという事で、支援をされる方々に電話をして何か困っている事はありませんかとお尋ねしたら、「私は障害じゃない、家に障害がある人はいません」と頑なに断られた。

ご家族も何とか助けて欲しいという事をおっしゃっているのにも関わらず、ご本人が、「私には障害が無い」という事をはっきりおっしゃって、それだけそういった事を隠さないといけないという様な状況に追い込まれ、そういう境遇にあるという事で、結構こういった話は離島の方で個人的にも色々な所で聞きました。

まず、障害があるという事その自体を他の皆さんに知ってもらう、その特性を知ってもらうか、それが今我々がしている県の障害者の条例づくりの一番大切な所で離島の中ではっきりと示され、それをいかにこの事を大きく県民の方々に理解して頂くかという事、条例の一番大切な所を離島でしっかりと確認させて頂きました。

以上です。

高嶺会長

ありがとうございました。

今、田中委員の方から障害があっても良いんだという、そういった事がまだ十分に知られてなく差別意識を持った人達がいるという事で、その辺をこの条例を出す事により突破していく必要があるという話でありました。

宮古、八重山の報告は資料にも書いてありますので、また改めて見て頂きたいと思います。

それでは、議題2の課題の整理及び今後の進め方について、という事で前回の会議でも色々御意見出ましたのでそれについて事務局方がまとめてありますのでご説明お願いしたいと思います。

事務局（森山副参事）

進め方の前に、資料2の障害を理由とする差別及び不利益的な取扱いに関する事例集について説明致します。

前回の会議において提示しました事例集案を次の様に整理しました。

まず、1点目でございますが、個人情報やわかりにくい表現の修正を行いました。

2点目に事例アンケート及び1月下旬の離島事例ヒアリングの追加、記載を

行いました。

3点目に、障害を理由とする差別等の事例の類型化を行いました。  
最終的に事例の総数は640件となっております。

この件数につきましては14ページに記載されていますので後程ご覧下さい。  
次に15ページをお開きください。

上の方で報告別に番号、分野となっております。

一番右端、これが類型となっております。

この事例の類型化については、課題整理、方策を取りまとめる為に必要なものとして前回の県民会議や関係法令等を含め、事務局において示したものであります。

これについては資料2の1ページ前のページお開き下さい。

障害を理由とする差別及び不利益な取扱い事例一覧についてというページでございます。

下の方にあります3番の累計について、4つの類型に分けております。

1番、差別と思われる事例及び不利益な事例

2番、虐待と思われる事例

3番、合理的な配慮が必要と思われる事例

4番、その他

以上の様に類型化しました。

詳しくは別紙にございます障害を理由とする差別等の事例仕分けについてと、この一枚目をご覧ください。

これが4番の方に仕分けの類型についてという事で説明してあります。

まず、1番の差別と思われる事例及び不利益な事例でございますが、ここでは障害を理由に拒否、制限、その他、不利益な取扱いとすることとして整理しました。

これについては別紙に合理的な配慮についてという資料がございます。

それをご覧下さい。

その1番上に合理的な配慮についてという事で書かれております。

障害者基本法第4条第1項です。

少し読んでみます。

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと規定されています。

次の2、虐待と思われる事例についてでございます。

これは障害者虐待防止法に基づいてはございますが、別紙資料の5ページをご覧ください。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律。

いわゆる障害者虐待防止法でございます。

第2条第2項で、障害者虐待とは養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者により行われる障害者虐待とされており、第6項、第7項及び、第8項で虐待の具体的な行為が規定されております。

例えば、6ページの第6項を読みますと、この法律において養護者による障害者虐待とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させる様な著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益をとることとされております。

それと、第7項、第8項にもこの様に虐待の行為が規定されております。

1枚目、2枚目の資料に戻ります。

3の合理的な配慮が必要と思われる事例でございますが、これはさっきの資料の別紙、合理的な配慮についての資料でございます。

これも1ページ、障害者の権利に関する条約、これの第2条に合理的な配慮の定義がございます。

「合理的配慮」とは障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を共有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

続きまして、その下の障害者基本法、第4条、第2項でございますが、社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときはそれを怠ることによって、前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的配慮がされなければならない。

これについては、一律に全ての人に同じ事を求めるものではなく、個別事案に則して、関係者が知恵を絞ったり、地域の専門機関の知恵を借りたりしながら解決を図るというもので、過度の不安を課さないものと考えております。

続きまして、1枚目に戻ります。



4のその他は、上記1～3までの類型に分類出来ない事例としております。以上、類型の仕分についてご説明しましたが、どの累計に仕分をしたらいいか判断が難しい為、空欄にしている事例もございます。

なお、資料2は現時点では未定稿としておりますが、今後類型等整理して最終的には公表する事としております。

以上です。

#### 高嶺会長

ありがとうございました。

事例の分類をするというお話が前回ありまして、それに関して事務局の方で例示的に4つに分けて示してあるのがこの資料になっていますが、この件に関して何名かの委員からこれから分類含め、こういった形で進めていこうかというご提言がございましたので、それについて簡単に3名の委員の方から提出された資料について説明して頂きたいと思えます。

最初に新開委員の方からお願いします。

#### 新開委員

メールで私の意見、実際ここに置いた形でそのまま載るというのは想定しないで簡単に言いたい事をまとめて書いて出したのですが、基本的に私はどう考えてこれを書いたかと言いますと、ブレインストーミングという英語が出ていますが、何が言いたかったかと言いますと、今までが課題を集めるという作業、物事の順序としてこういった問題があったら「こうしたい、こうあるべきだ」、という所が条例に繋がっていく事だと思えます。

県の方でこれだけの仕分について出していますので私の意見はどうかと思うのですが、どっちで仕分けをするかという所で課題でこういった問題があるので、問題で仕分けをするか、その問題からこういった解決策があるから解決策で仕分けをするかという所をどちらにするかという定義です。

一つの考え方という事で、こうしたいという所で仕分けをしたら、より県の条例づくりにいくのではないかという所で、こうだからこうしたいで分けていたらどうかと思えます。

ブレインストーミングというのはグループでのディスカッションの仕方の一つなのですが、今まで課題についてランダムに出る事に関して、それに批判なしに出来る。

それについて、こうしたいという事も委員であれ、誰であれ、それを発表する事に関して文句をいわないという所でどんどん出していくという所で新たな仕分けがあるのではないかという考え方でこういった案を出させて頂きました。

高嶺会長

ありがとうございました。

ヒアリングを大きく分けて解決出来る問題、基本的には条例でもって解決出来る問題と、条例でもって解決出来ない色々な問題もヒアリングで聞いていますので、基本的には条例でカバー出来る様なその問題の仕分をしてという提言でした。

新開委員の提言ですが、島村委員の方から具体的な提言ありますが、ご説明お願いしたいと思います。

島村委員

類型どうするかというテーマでしたので、なぜこういった形にしたかという説明をします。

北海道、岩手、千葉、他府県の条例、先行条例の成り立ちを調べました。

そしたらたまたま旭川に呼ばれまして、旭川で講演の機会があったのですが、私の隣に座った人が北海道の条例を作った人だった。

北海道、道庁の局長だったんです。

お話を聞いてみて驚いたのですが、北海道の条例が出来た背景は、議員立法だったと、障害者から出た話に対し、行政で出した案が無かったという話を聞いて驚きました。

それで構造がいびつな雰囲気になっています。

特に就労に重きを置いた条例になっているのはその辺から来たという事がわかりました。

やはり、我々が条例をつくっていく中で今回のスタイルというのは、せっかく全ての差別を聞き取ってそこから汲みあげていこうじゃないかというスタイルをとっていくという事を大切にしておくべきだと、上から目線ではなく、それを整理して、あるべき姿を見るべきだと感じたので、そこに焦点を当てて熊本、岩手等を分析してみて、どういった分類があるのか整理したのがこれで、特に熊本のスタイルというのは非常に整理がいき届いていると感じました。

やはり一番あとに出来たという事もあり非常にわかりやすい。

一番上の所に書いてある項目が差別、不利益取り扱いと思われる事例です。

その類型計、これも熊本条例に例示があるのですが、

福祉サービスの提供拒否。

障害者支援施設等への入所を強制する。

医療の提携を制限する。

長期間の入院による医療を強制する。

商品の販売若しくはサービスの提供を制限する。

労働者の募集又は採用をしない。

賃金、労働時間その他の労働条件、配置等の不利益。

十分な教育に必要な指導又は支援を講じないこと。

建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を制限。

不動産の売却若しくは賃貸等を制限。

情報の提携を制限。

意思の表示を受けることを拒否。

これだけで整理されていて、非常に網羅的かと、大体我々が聞いた内容を当てはめるとほとんどどれか近いものがあると感じました。

これが1つ目のレベルです。

レベルという言葉を使ったのは、結局条例でつくると、このレベルはこういった措置をしないといけませんと、例えば、「名前を公表する」、「あなたを掴まえる」、極端に言えば「あなたに罰金をかしますよ」といったもの、レベルは出てくる。

条例をつくる時どうしてもレベルを1、2、3と考えないといけない。

こういった事から一応3つのレベルを設定しています。

2番目が社会的障壁の除去のための合理的な配慮という所があって、発見レベルでいうと、本人、家族からの訴え、相談支援専門員等の関係者からの通報、そういったレベルの話をしていきますと、それからもう1つのレベルは社会的障壁の除去のための合理的な配慮。

さっき県の方が言った、合理的配慮、これはとっても難しい。

簡単じゃないんですよ。

今、4回触れたので同じ事言いませんが、通常であればこれを除去すべきであらうと思われる、それをもし受ける時に凄いお金が掛かる。

社会的に掛かり過ぎる様なものまでは問わないというお話です。

その辺が非常に出しにくい、そこに書いた通り本人や家族から問題提起があって、関係者から指摘をされた、市民から意見が出てという様な時にこういった事が発覚したと思われます。

3つ目、これが虐待防止法の法律で、さっき県から説明あった取り組みです。

これは、犯罪に近いというところほぼそういう事です。

下手をすると刑事告発されるレベルです。

これはさっき言いましたのでいいませんが、1番上が身体的虐待です、2番目が心理的虐待、3つ目が性的虐待、4つ目がネグレクト（放棄）という専門用語です。

5番目が経済的虐待、経済的不利益、こういったものは本人、家族からの訴えとか医療、福祉関係者の通報という事で高齢者の方で、法律施行しています。

私も実際その現場にいたので良くわかりますが、通報でしかわからない世界、相当厳しい状況です。

これには行政が直接立ち入って、措置する事も出来るというレベルです。

これが、虐待防止法、これは法律が出来ています。

今年の10月施行されます。

市町村の方が対応するとか、県が対応するとか、労働局が対応するかと決まりがある。

条例に万が一記載が無くても、機能します。

これもちょっと頭に落いて置かないといけない。

最後に書いてある言葉は大事な事ですが、差別的事案を振り分けていく、大体3つなのでしょうけど、単に「嫌な思いをしている」、「先々不安」という事も出ているのです。

これをどうするかという事になってくると、条例の話ではなく、規制ではない。

それは施策をきちんと施行する事でエンパワメントを図る。

障害者自身が自分で自信を持って出来る様な政策を施策で対応すべき話ではないかなと思います。

ですから、他府県の条例も、単に差別禁止的な情報だけでなく、県民の啓発や教育、就労、労働の分野でも施策、代表施策をうつとか、こういった事をやっていくのだらうと思います。

条例というのは大体そういう構造だと分析した所です。

以上です。

高嶺会長

ありがとうございます。

段々、我々が解決すべき差別の中身が分かってきたのではないかと思います。島村さんがお話ししたもので、熊本の方では結構、熱心に仕分けしているらしいのですが、この資料によると、いじめ、無理解、侮辱等、心理的なレベルのもの、それから差別、恐らくこの条例で問題にすべき差別、これは基本的には結果として、不利益があったという目に見える様な形でのものが基本的にはこの条例でカバーすべきものになるのではないかと。

もう一つは虐待といったものは法律もありますので、もしかすると刑罰も科せられる。

そういう重大な面という事で、そういった色々な事例が今我々、分かってきた所です。

そういった事で実際にこの条例で差別として取り扱われる事例は何かを我々

で見ていくと思うのですが、3人目の前城委員の方からも提言がありますので、宜しく願います。

#### 前城委員

私が今までやってきて思う事なのですが、条例をつくるという事はすごく重い事だと思います。

私は何度か欠席しているが、その2時間内で話せないのが実感で、意見として述べられるというのでしょうか。

ですから、少グループに分けてもっと深さを出した方がいいのではないかと、そうすると関わりを持つ密度も高くなりますし、そういった中でヒアリングをしたグループでもよろしいですし、今新たにつくられているみたいなのですが、是非条例をつくる前に議論をすべきではないかと、そういう事が出来れば素晴らしい条例が出来るのではないかと考えています。

ですから、時間の活用を上手く活かしながら、課題を持ちながら、討議して頂くと良いのではないかとこの意見を述べました。

以上です。

#### 高嶺会長

ありがとうございます。

グループに分けて事例を含め検討したらどうかという提言でした。

もう一方、長位委員の方も資料ありますので説明をお願いしたいと思います。

#### 長位委員

すみません。

前もって県の方に送る事が出来ず、今日皆様の方に届けさせてもらいました。すみません。

私達は条例が必要と思っている障害を持つ一人としての、集まりをこれまで何年も積み重ねてきた中で、この白いページの20行ですが、障害を持って、離島でも出てきて、これまでも出てきたと思うのですが、障害を持っていて何故可哀相だと言われたいけないのか等、大変だろうねと言われたいけないのか、隠さないといけないのか、障害当事者同士で話をしてきました。

哀れみとかそういったものではなく、障害者当事者自身が自己実現が出来る様な社会システムがこれから必要になってくる。

社会システムというのは個人の問題ではなく、社会全体の問題として考えないといけないという事、行政的な予算も含めての施策であったり、そういった事も必要であろうと、それと市民社会、これまで障害を持っている人との関わ

りがない一般社会の意識改革も今後は必要になってきますので、そこをどういった風に条例の中に盛り込んでいくかという事を考えています。

もう一つ、合理的配慮なのですが、合理的配慮に関しては、凄く難しいなと私も思っています。

1年、1年変わってきていて、今の合理的配慮のあり方と、10年、20年後の合理的配慮のあり方に関しては大分違うだろうと思っていまして、過度の負担を背負わせないという所があるのですが、今はすぐエレベーターを作れとか、そういった事は大きなお金が出るので、どうだろうと思うので、これが1年、1年積み重ねてきて、人の意識とか、県の方の意識も変わる事により、段々まちづくり等、そういった事も変わってくるだろうと思っていまして、そこを見据えた合理的配慮が必要です。

#### 高嶺会長

今、この資料という事で、資料は基本的には障害者の権利条約、これが国連で採択された条約の翻訳された資料です。

恐らく国の施策を今は国際条約によりベースにしていると思いますが、これの勉強の為の資料になっていると思います。

それから、この前の話があったのですが、この条例づくりのきっかけになった提言です。

これが案として、出されておりますが、その具体的な条例案と、これはもちろんグループでつくったものですが、それに解説という事でこれを参考にしたいという事です。

それでは、今これからどう進めていくかという提言がありましたが、皆様の中では仕分けをしなければならないという事を出ていると思いますが、これから仕分けをどうしていくか、前城委員の方から全体ですると時間的に無理なのでグループに分けてしたほうが良いという提言ありますので、同意できますでしょうか。

#### 照喜名委員

良いと思います

ただゴール、期限、いつごろまでにそれをするかが見えてないが、これが1年後なのか今年度中なのかによっても、期間が短ければグループディスカッション等する機会どんどん増やしていく時間も必要になってくるのですが。

大きなスケジュールが見えないのですが、どうなのですか？

#### 高嶺会長

その辺含めて事務局の方から提言あると思いますが、仕分けはそれからグループで分けてやるという事も合意できていると思いますので、いつごろまでという具体的な条例、提言までいけるか事務局からお願いします

事務局（金城課長）

スケジュールについてですが、前回もご説明させて頂きましたが、今日も含めて今年度あと3回予定しております。

次年度3～5回程度出来ればと思っています。

次年度の手配については改めて各委員の御都合聞きながらお願いしたいと思っております。

仕分の部分ですが、これもかなり議論が必要だという認識はしています。

ただ、どうしても議論の時間が限られておりますので、たたき台という事で事務局で、他県の状況であったり、各委員の意見等により類型分けをさせて頂きました。

班別で分けて類型分けを再度全て全事例を見て頂きたいと思っております。

この類型分けでいいのかの確認です。

今日はこう類型分けをしましたというのをご説明させて頂きます。

それを踏まえた上で再度皆様で時間の許す限り、4時半頃までで出来る範囲で見せて頂いて、出来ない部分が相当あると思いますが、大変恐縮でございますが、各委員で是非もう1度見て頂いて調整をさせてもらいたいと思っております。

これは先程私共の方でご説明致しました、障害を理由とする差別等の事例仕分けについてという1枚の紙でさっきご説明させて頂きましたが、その平成24年2月10日、福祉保健部障害保健福祉課とつくっております、事例仕分の所アンダーラインがある資料でございます。

ここの仕分の方法2番です。

事務局作成案について障害者県民会議委員で構成する。

3班は事例ヒアリングでした3班をそのままグループ仕分けしたいと思えます。

ヒアリング実際に行っていますので、より事例に則して議論が出来るかと思えます。

それで事例を分担して類型別に仕分けを行うという形を取りたいと思えます。

それと、3番、仕分けの作業期間の所ですが、本日、A班は1番～215番までの事例について、B班は216番～426番まで、C班は427番～640番までの資料について、分担として仕分けをしてもらいたいと思っております。

これについては2月24日までに各班員は未仕分け分について各自検討してど

うしても悩む事が多々あると思うのですが、班長に報告して、班長の方で一旦、事務局、会長と調整をさせてもらいながら仕分けをして3月2日までに事務局に報告をするという形で全体の仕分け作業、終了させたいと思います。

それでも悩む部分あると思いますので、非常に判断に迷う部分、そういった部分に対しては次回の第6回県民会議で最終的な類型別、全体調整をさせてもらえればという風に思っております。

この件についてはこれで類型別は作業終わらせてもらって、次の第7回から平成24年度の3～5回で方策、そして最終的な骨子を考えてもらいたいと思っております。

それを踏まえて、パブリックコメント、タウンミーティング等を実施した後に最終的な条例案を県知事が議会の方に提案すると考えております。

それと前回、委員の方から骨子とか最終的なものとはどういったものですかというご質問ございましたが、それについて資料3に他県のイメージを参考までにお付けさせてもらっております。

条例そのものを議論するとなると法的な性格色々あり、難しいものになりますので、あくまで、最終的なイメージとしてお持ち頂きたいのは、資料3の2枚目になります、1枚目は基本となる条約や障害者基本法の構成になっておりまして、2枚目が先行でつくってある、県の4つの条例のそれぞれのイメージです。

2ページ目で前文がある条例であったり、前文が無くそのままつくってあるもの、ですから前文が必要かという議論も是非県民会議でもらって、前文の中にどういったものを盛り込んだ方がいいのかという、そういったものを検討して頂くとか、目的、定義はどうするのか、それぞれ他府県こういう様な形でつくっておりますのでそれを念頭に置きながらそれを盛り込んでおく項目、それを骨子という形で出来ればいいのかと思っております。

ですから類型仕分けして、方策まですると目的、定義、盛り込む内容も自ずと議論が高まって行って出来挙がってくるのかと思います。

先行4県の事例につきましては、第1回の県民会議でご参考までに各県条例、それから障害者基本法等お配りしておりますので、後日会議を進めていく中で検討して頂ければと思います。

以上でございます。

高嶺会長

今、事務局の方から提言ありましたが、これに関してご質問・ご意見ありましたら。



田中委員

質問でも意見でもないのですが、お願いしておこうと思っております。

別紙で配布して頂いてある資料、これも番号をうつなり、資料ナンバーをうって頂くと、少しわかりやすいかなと、それが1点で、長位委員からこうやって配布して頂いた資料。

この中身についてという訳ではないのですが、この黄色い冊子の表紙は誤解を招くのかなと、条例案というものをに入れて頂かないと出来挙げたものという事で誤解を招きそうなのでそこら辺を忘れない内に言いました。

高嶺会長

3班に分かれて、事例ヒアリングを検証していく、その検証の仕方は4にあります1・2・3・4の差別と思われる事例、不利益、2番に不利益と思われる事例、3番に合理的配慮が必要と思われる事例、4番がその他という事で1～3に該当しないものという事で、具体的実際には事務局の方である程度分類していますが、それを検証しながら、これはやはり違うのではないかという事があるのもよろしいので、あるいは仕分けされた事例もありますので、そこをしていくというのが今回、それから出来ればこれからこの仕分けが始まる。

最終的には3月7日に仕分けは終わりという計画ですがいかかでしょうか。

西原委員

仕分けについてですが640ありますよね

その中で仕分けのタイプが1、2、3、4とかれておまして、そこに備考に1、2、3、4というタイプをつけておりますが、1は何%ぐらいあるのか2は何%、というのを数的に示せるのですか？

というのはその他というのが1～3に分類できないもので中身よくわからないもので、やはり4が多いとなれば問題になっていくと思うので教えて頂きたいと思います。

高嶺会長

これは仕分けですから、何%ぐらい仕分けて欲しいという事ではないですよ。

西原委員

事務局がタイプ数うってありますので、資料の2ですね。

タイプ区別している資料ですね。

タイプの割合みたいなものがあれば。

事務局（金城課長）

特に類型がどれだけ割合を占めているのかというのはしていません。

あくまで事務局でのたたき台という整理の仕方です。

それで、4が多いですが本当に4でいいのかというのもきちんと議論して頂きたいと思います。

我々が4として仕分けをしたのは1, 2, 3では該当しないのではないかと  
思われるものを事務局で議論して決めたのが4になったという事です。

ですからこれに対して何もしないのかという事では無く、前にもありました  
委員の方からヒアリングをしたのだからヒアリングに対してきちんと何らかの  
形で解決する方策を見つけるべきではないのかという課題をつきつけられまし  
た私達はという意見があったと思います。

ですから、4だからありえないという事ではなく、類型として1、2、  
3、4という分け方をしただけであり、類型の%にあまり重みはないのかと、  
聞き取った結果そうだったというご理解を頂ければと思います。

西原委員

4にしたからするとかしないという訳でなく、4にも色々あるのでしょうと  
思うもので、ただ4が圧倒的にパーセントが多いというのであればこの辺の中  
身はなんだろうと考えないといけないと思うんです。

そういう風に言っているのであります。

高嶺会長

今、これから実際に仕分をするのですが、次に比嘉委員。

比嘉委員

沖縄県聴覚障害者協会の比嘉です。

データを見ると、見た感じで分かるのですが、具体的ケースがはっきり見  
えない所があります。

大雑把には大体わかりますが、具体的ケースがこれでは見づらい、分かりに  
くいのかと思います。

どういった方法で解決していくのかというのが迷う様になっているのと、こ  
のデータの見方、数字で分類するのは必要ですが、類型ごとに分けて類型1  
で1つの表、類型2で1つの表という様な分け方で分けて頂けると、より具体  
的ケースが出てくるのではないかと思います。

今全部大雑把にひとまとめになっておりますので類型事に分けてもらうと分  
かりやすいのかと、そういった仕方を検討していく必要があるのではないかと

思います。

高嶺会長

この辺、委員の意見で変わると思うのです。

今提示されているのを、前から順番にしてもらっていて、無視とは言いませんが、これが本当にいいのかは我々自身で判断しないといけないので、これも皆さんの方で議論していく必要があると思います。

それから先程島村委員の方から差別として、条例で解決するのは何かという事含め、この事例は条例でしていかないといけないのではと、虐待は法律で取り締まれるので、虐待は虐待法ですべきではと、差別、合理的配慮という所は我々議論しないといけないのですが、理解が難しい所ですが、この辺議論しながら合理的配慮がどういった事かというのも委員の中で認識を高めていく必要があると思います。

その為に国連の資料とかありますので、それも参考にしながら合理的配慮の欠如がどういった事か我々自身の中で同意していくべきだと思います。

ただ、いじめ、無理解、侮辱というのは、名誉棄損で訴えられる法律がありますが、条例でもって人を侮辱してはいけないという事はなかなか出来ないというのもあると思いますので、心の中の問題は啓発の形でしていくべきだと思いますので啓発の中で問題を提起して、差別の中でというのは難しいのではないかと思います。

そういう事で4つの項目で事例を考え、仕分していくというのは同意して頂けませんか。

事務局（金城課長）

4つという事でご説明させて頂きましたが、先程委員の方からもございましたので、その他を場合によって分けてもいいのではないのかというのは班会議で出てくればしても構わないので、細かくしていくのも全然支障はありませんのできちんとした定義があればと、先行4つの県の分け方を基に分けてありますので、それ以外の方法がありましたら是非提案お願いしたいと思います。

田中委員

先程、島村委員からご提案あったのですが、これ3つに分かれていますね、この中で県の方からしていただいている同じ形でナンバー違うのですが、4番目については実際にこれを細かくグループなり個人で見ると他のどこかに該当する。

違うと思ってみるとやはり違う、その辺個人差もあると思うのですが、その

3つの中で分類をしてどうしても入らないとなると、その他残して頂いて最終的にここの中で少なくなったその他をもう一度検討すると、あるいは班長会議等あればそういった所ですという事で宜しいかと思いますがどうでしょうか。

#### 照喜名委員

これから議論をして行くと思うのですが、この事例があった時に比嘉委員がおっしゃったみたいに背景が分からない部分があると思うのです。

ただ但し書きで、こういう事例があった場合には差別にあたる、こういった場合は虐待だと、僕らのコメントを持つと、もう少し詳しく聞く必要があると、調査等の分類の仕方もあるのかと思います。

#### 長位委員

先程田中委員おっしゃったのは私の資料の提出の仕方でした。すいません。

今、県の方で 640 となっているのですが、1つのテーマが幾つかの複合型の差別に当たるという場合は、件数が増えるのかと思っております。

私も田中委員のおっしゃる様に4に関しては、4だけでは無く、差別が差別を産んで、意識が無くなって社会の偏見があるという形になっているという気もする事が多いので、もしかしたら 640 より遥かに超える件数になると思います。

#### 高嶺会長

そういう事ですが、本当に実際これからの作業は凄く重要になると思いますので、時間をかけたいと思います。

#### 川勝委員

仕分について、その他はもっと細かくという事ですが、他の県はその条例は細かく色々分類されているものみたいに分かりやすい、仕分けの中ではそこまでまだしなくていいという事なのですかね。

問題はこういった仕分を大雑把にこれは差別と思われる差別だ虐待だとそれだけでいいのか、それとも具体的に支援、教育、医療でどうのこうのというそこまではしなくてもいいという事なのですか。

#### 高嶺会長

仕分をして似たような事例もあるという事で仕分けをして具体的に、先程新開さんがおっしゃった様にどういった解決策があるかというのを検討して頂け

ればと思います。

仕分けするだけではなく、こういった解決法があるか、それは条例の中ですか、啓発でいいのでは、虐待であれば虐待法で、という形で仕分けと同時に解決策まで考えてもいいのではと思います。

田中委員

仕分けは一つの方法論で財政的にこういった形で大雑把にしてそれをどうするかという事をしていくという。

この中で細かく線を引くというのは無理だと思いますので、ある程度して、それからもう少し詰めていこうという方法論の一つだということではないでしょうか。

高嶺会長

解決方法まで踏み込んでいければ、分類で1か2かということでそんなに議論することもないかと思います。

お時間ですので10分お時間として休憩入りしたいと思います。

事務局（喜舎場班長）

グループ分けを口の字で配置換えさせて頂きたいと思います。

恐縮ですがお手元の資料等お持ち下さい。

並びはA・B・C班という形です。高嶺会長の方から始まりまして、A班、真ん中にB班、私喜舎場の居る方がC班という事で使わせて頂きます。

資料の方お持ちいただきますと机の配置換えをしますのでご協力の方よろしくお願い致します。

（休憩10分の中に3班に配置換え）

事務局（喜舎場班長）

それでは委員の皆様A班B班C班の配置をさせて頂きました。

恐縮ですが最初口頭でお伝えいたしました、本日携帯電話を活用した聴覚障害者向けのモバイル型情報保証サービスの実施を行っております。

このサービスを提供させて頂いております、株式会社アイセック・ジャパン社長様から情報保証サービスのお話をお願いしておりますので宜しくお願い致します。

（株式会社アイセック・ジャパン社長による情報保障サービスの説明）

事務局（喜舎場班長）

それでは、これから班別に分かれましてご説明させていただきます。

最初に事務局担当者がそれぞれは位置しておりますので、簡単に事務局の方から簡単に確認させた上で実際にしていきたいと思います。

その際に班長さんという方をお一人決めて頂ければと思います。

宜しくお願いします。

\*この後、各班員で話し合い、長位委員（A班班長）、田中委員（B班班長）、西原委員（C班班長）として選出し、班別に事例仕分けを行い、16時30分に全日程を終了した。